

1日の費用（要介護別）		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料		802	848	913	968	1,018
夜勤職員配置加算		24	24	24	24	24
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅰ）		51	51	51	51	51
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18	18	18	18	18
教養娯楽費		200	200	200	200	200
食 費	第 4 段階	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	第 3 段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第 3 段階①	650	650	650	650	650
	第 2 段階	390	390	390	390	390
居住費	第 4 段階	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
	第 3 段階②	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	第 3 段階①	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	第 2 段階	880	880	880	880	880
1 日 自己負担 目安	第 4 段階	4,861	4,907	4,972	5,027	5,077
	第 3 段階②	3,825	3,871	3,936	3,991	4,041
	第 3 段階①	3,115	3,161	3,226	3,281	3,331
	第 2 段階	2,365	2,411	2,476	2,531	2,581
1 ヶ月 自己負担 目安（30日）	第 4 段階	145,830	147,210	149,160	150,810	152,310
	第 3 段階②	114,750	116,130	118,080	119,730	121,230
	第 3 段階①	93,450	94,830	96,780	98,430	99,930
	第 2 段階	70,950	72,330	74,280	75,930	77,430

利用料単位：円

【加算・実費】	★夜勤職員配置加算……………24円/日(ユニット利用のみ)	☆経口移行加算…………… 28円/日(180日以内)	★食費…………… 朝：400円/ 昼：700円（おやつ含む）/タ：600円
	★短期集中リハ実施加算(Ⅰ)……………258円/日(3ヶ月以内)	☆経口維持加算……………（Ⅰ）400円/月、(Ⅱ)100円/月	★日用品費…………… 実費(リビングウェア契約)
	☆認知症短期集中リハ実施加算(Ⅰ)……………240円/日(週3回を限度)	☆口腔衛生管理加算……………（Ⅱ）110円/月	★教養娯楽費…………… 200円/日
	★リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)……………33円/月	☆療養食加算…………… 6円/回	☆洗濯代(ご希望者)…………… 実費(リビングウェア契約)
	★安全対策体制加算…………… 20円/回(入所時1回を限度)	☆外泊時費用…………… 362円/日(月6日間を限度)	☆理美容代…………… 実費
	★初期加算……………（Ⅰ）60円/日、(Ⅱ)30円/日	☆在宅サービスを利用した時の費用…800円/日	☆電気製品使用料…………… 50円/日(1品につき)
	(入所日から30日間・再入所も同様)	☆入所前後訪問指導加算……………（Ⅰ）450円/月、(Ⅱ)480円/月	☆送迎費用……………50円/km(送迎提供実施区域外)
	★科学的介護推進体制加算(Ⅱ)……………60円/月	(入所中1回を限度)	☆インフルエンザ予防接種…………… 実費(市町村の補助から差し引いた額)
	★在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)……………51円/日	☆入退所前連携加算……………（Ⅰ）600円/月、(Ⅱ)400円/月	☆肺炎球菌ワクチン予防接種…………… 実費(定期接種／任意接種で異なります)
	★サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円/日	☆退所時情報提供加算……………（Ⅰ）500円/月、(Ⅱ)250円/月	☆貴重品管理料…………… 1,000円/月
		☆試行的退所時指導加算…………… 400円/回	
		☆所定疾患施設療養費(Ⅱ)……………480円/日(月連続する10日間を限度)	
		☆新興感染症等施設療養費……………240円/日(月に1回連続する5日を限度)	
		★介護職員等処遇改善加算(Ⅱ口)…実費以外の金額に9.3%を乗じた金額	

利用者 負担限度額認定	第 4 段階	世帯全員が 市町村民税非課税者 (市町村への申請が必要)	下記以外の方	
	第 3 段階②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	
	第 3 段階①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の方	
	第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
	第 1 段階		生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	

1日の費用（要介護度別）		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料		793	843	908	961	1,012
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅰ）		51	51	51	51	51
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6	6	6	6	6
教養娯楽費		200	200	200	200	200
食 費	第 4 段階	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	第 3 段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第 3 段階①	650	650	650	650	650
	第 2 段階	390	390	390	390	390
居住費	第 4 段階	437	437	437	437	437
	第 3 段階②	430	430	430	430	430
	第 3 段階①	430	430	430	430	430
	第 2 段階	430	430	430	430	430
1 日 自己負担 目安	第 4 段階	3,187	3,237	3,302	3,355	3,406
	第 3 段階②	2,840	2,890	2,955	3,008	3,059
	第 3 段階①	2,130	2,180	2,245	2,298	2,349
	第 2 段階	1,870	1,920	1,985	2,038	2,089
1 ヶ月 自己負担 目安（30日）	第 4 段階	95,610	97,110	99,060	100,650	102,180
	第 3 段階②	85,200	86,700	88,650	90,240	91,770
	第 3 段階①	63,900	65,400	67,350	68,940	70,470
	第 2 段階	56,100	57,600	59,550	61,140	62,670

利用料単位：円

- 【加算・実費】
- ★短期集中リハ実施加算（Ⅰ）・・・・・・258円/日（3ヶ月以内）
☆認知症短期集中リハ実施加算（Ⅰ）・・・・240円/日（週3回を限度）
★リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）・・・・33円/月
★安全対策体制加算・・・・・・20円/回（入所時1回を限度）
★初期加算・・・・・・（Ⅰ）60円/日、（Ⅱ）30円/日
（入所日から30日間・再入所も同様）

★科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・・60円/月
★在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）・・・・51円/日
★サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・ 6円/日
★排泄支援加算・・・・・・（Ⅰ）10円/月
★褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）3円/月
★生産性向上推進体制強化加算・（Ⅱ）10円/月
☆栄養マネジメント強化加算・・・・・・11円/日
☆経口移行加算・・・・・・28円/日（180日以内）
☆経口維持加算・・・・・・（Ⅰ）400円/月、（Ⅱ）100円/月
☆口腔衛生管理加算・・・・・・（Ⅱ）110円/月
☆療養食加算・・・・・・6円/回

☆若年性認知症利用者受入加算・・・・・・120円/日
☆外泊時費用・・・・・・362円/日（月6日間を限度）
☆在宅サービスを利用した時の費用・・・・800円/日
☆入所前後訪問指導加算・・・・・・（Ⅰ）450円/月、（Ⅱ）480円/月
（入所中1回を限度）
☆入退所前連携加算・・・・・・（Ⅰ）600円/月、（Ⅱ）400円/月
☆退所時情報提供加算（Ⅰ）・・・・（Ⅰ）500円/月、（Ⅱ）250円/月
☆試行的退所時指導加算・・・・・・400円/回
☆所定疾患施設療養費（Ⅱ）・・・・480円/日（月連続する10日間を限度）
☆新興感染症等施設療養費・・・・240円/日（月に1回連続する5日を限度）

★食費・・・・・・朝：400円/ 昼：700円（おやつ含む）/夕：600円
★日用品費・・・・・・実費（リビングウェア契約）
★教養娯楽費・・・・・・200円/日
☆洗濯代（ご希望者）・・・・・・実費（リビングウェア契約）
☆理美容代・・・・・・実費
☆電気製品使用料・・・・・・50円/日（1品につき）
☆送迎費用・・・・・・50円/km（送迎提供実施区域外）
☆インフルエンザ予防接種・・・・・・実費（市町村の補助から差し引いた額）
☆肺炎球菌ワクチン予防接種・・・・・・実費（定期接種／任意接種で異なります）
☆貴重品管理料・・・・・・1,000円/月

★介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）・・・実費以外の金額に9.3%を乗じた金額

利用者 負担限度額認定	第 4 段階	世帯全員が 市町村民税非課税者 （市町村への申請が必要）	下記以外の方
	第 3 段階②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
	第 3 段階①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の方
	第 2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第 1 段階		生活保護受給者・高齢福祉年金受給者